

令和 6 年 5 月 25 日現在

機関番号：84601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K00931

研究課題名（和文）古代中世東アジアにおける服装の伝播と地域性に関する研究 髪型と装身具を中心に

研究課題名（英文）Studies on the spread of and regional differences in clothing in East Asia from ancient times to the Medieval Period -focusing on hair styles and accessories-

研究代表者

木沢 直子 (Kizawa, Naoko)

公益財団法人元興寺文化財研究所・研究部・研究員

研究者番号：50270773

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：日本列島における古墳時代から奈良時代の被り物の実態について、東アジア地域からの影響を視野に入れて調査を行った。その結果、奈良時代の被り物は中国唐代の様式に影響を受けたもので、古墳時代との系譜的な繋がりが見られない点を確認した。特に文献史料と図像資料の検討により、律令制導入の一環として官人を中心に被り物の装着が広く導入されたことを示した。また、これまで漆紗冠と称されてきた奈良時代に比定される被り物の出土資料について、束ねた頭髪を収める巾子である可能性を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで古代服装研究の多くが衣服に焦点を当てていたのに対して、本研究では服装の一要素である被り物もまた、律令制度の確立期において冠位制の導入により変化する点を明確にした。当該期の被り物は文献史料と図像資料から知られており、遺跡出土漆紗冠は被り物の実態を知る手掛かりと捉えられてきた。本研究ではこれらの事例の調査成果と中国の事例と比較し、漆紗冠と考えられていた出土資料が、冠の下に装着する巾子である可能性が高い点を指摘した。これにより、当時の被り物の構造と、装着のための頭髪の処理方法など、具体的な様相を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The historical condition of head coverings in the Japanese Archipelago between the Kofun and the Nara period was investigated in terms of regional influences from East Asian regions. As a result, it was found that the head coverings of the Nara period were based on the Chinese Tang Dynasty's official style and differed from those of the Kofun period. In particular, through an examination of literary and iconographic materials, we have shown that the wearing of headgear was widely accepted by the officers as part of an official norm known as the "Ritsuryo" system. The research team also examined excavated head coverings so far called "Shissha-kan (漆紗冠 literally crowns made with cloth lacquered by urushi)" dated to the Nara period. They noted that this appears to be classified as one of the hairnets called "Koji", in which the top of the head of bundled hair was covered with hair pins.

研究分野：考古学、保存科学、樹種識別

キーワード：古代中世東アジア 服装文化 被り物 漆紗冠 巾子

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

日本列島と東アジア周辺地域との交流の実態については、これまで文献史学や考古学において議論されてきた。考古学では近年、古墳時代併行期の朝鮮半島南部で出土する甲冑や堅櫛など「倭系」と呼ばれる遺物が出土しているほか、前方後円形の墳丘や埋葬施設の構造などにも倭の特徴が見えることから、対外交渉の一端を示す材料となっている。

奈良時代から平安時代になると、文献史料の増加にともない、より多角的な検証が可能となる。当時、日本列島と周辺地域との交流は、国家を主体とする朝貢形式で行われる一元的なものであり、やがて古代末葉から中世（平安時代末葉から室町時代）に至ると、唐や新羅との公的な往来は途絶え、貴族や寺院が加わる多面的な交流へと変化する。当該期の対外交渉について、先学により様々な切り口で検証が行われている一方で、地域間の交流による服装への影響を検証した成果は少ない。こうした状況を踏まえ、本研究では日本列島と周辺地域との交流が活発となる古代末葉から中世を中心に、当時の人々の服装に着目し、中国（主に唐・宋・明）および朝鮮半島（高麗・朝鮮）の様相との比較を行う。

2. 研究の目的

古来、人間が何をどのように身に付けてきたかを理解することは、各時代の文化や社会を知る手掛かりとなる。日本列島は海に囲まれ、周辺地域から海を介して人、物、技術、知識などが伝来した。こうした交流は、時代による多寡があるものの、日本列島に既存の文化へ何らかの影響を与えたと考えられ、服装もまた例外ではなかったことが想定される。本研究では、古代から中世における日本列島の人々の服装を検証し、同時期の東アジア地域との比較を通して、地域間の交流が日本列島を含む各地域の服装文化に与えた影響とその意味を解明する。これにより、日本列島における服装文化形成の基層にアプローチすることを目的とする。

3. 研究の方法

服装は、衣服や装い、身なりを指し、性別を問わず各時代、各階層の人々の生活習慣と密接に関わる。本研究の主要な課題は、東アジア地域との交流形態が大きく変化する古代から中世の日本列島において、人々の服装が如何なる系譜、背景によって形成されたかを明らかにする点にある。そのために、服装を構成する要素の中でも櫛や笄、被り物、髪型など、頭部の装いに着目し、これらについて出土資料、文献史料、図像資料の調査によって対外交渉による影響の有無を検証する。特に古代以降の服装については、奈良時代に唐からの影響を受け、9世紀の遣唐使廃止以降、日本独自の様式へと変化するという見解がすでに受け入れられてきた一方で、服飾に関しては遣唐使廃止以前に国風化が始まっていたという指摘もある。古代末葉（平安時代後期）から中世には、日本列島を含む東アジアで活発な交易が行われたことが知られており、当該期の服装文化について周辺地域を含めた考察が必要である。これまでに筆者が実施した櫛の形態と構造に関する調査によれば、日本列島の横櫛は、飛鳥時代以降に横方向に長い形態へと変化する。この形状は唐、宋代に描かれる頭部を飾る櫛とは異なり、頭髪への装着には不適であったと考えられることから、古代の日本列島において唐、宋とは異なる髪型や装いがあった可能性を示唆している。本研究では、こうした従来の服装史研究で残された課題についても検証する。

4. 研究成果

(1) 研究史

国内において、服装の変遷とその背景としての対外交渉との関連性に着目した研究は少ない。そうした中で、主な成果には岩崎雅美・舘野和己らによる研究がある¹⁾。岩崎²⁾および黄貞允³⁾らは、国際交流が活発に行われていた奈良時代の服飾について、裳や袴などの衣服を対象として唐や新羅からの影響を検証するとともに、遣唐使廃止とその後の衣服の変化についても言及した。また、本研究の主要課題である頭部の装いについては後藤守一が早い段階に着目した⁴⁾。奈良時代における被り物に関する研究には関根真隆による成果がある⁵⁾。関根は、「頭部に被るもの」を冠帽類とし、冠、帽、笠に分けたうえで、『続日本紀』や『延喜式』などの文献史料と、法隆寺金堂天井板戯画などの図像資料に基づいてそれぞれの形状や機能、材質について詳細に考察した。杉本正年もまた文献史料と図像資料に基づき、東アジアにおける服装史、特に中国における漢代から宋代、朝鮮半島における三国時代から朝鮮時代の衣服と被り物の様相と、日本列島の服装について検証を行った⁶⁾。また、同様に文献史料と図像資料の解析により奈良時代の衣服形態を考察した武田佐知子は、中国の衣服制と冠位十二階で定められた衣服と冠の制度について、色や形態、素材の観点から取り上げ、両制度を比較した⁷⁾。武田の研究成果は、衣服を国家形成における意味、身分表象としての機能という観点から捉え、東アジア地域（中国、朝鮮半島、日本列島）それぞれの様相を検討することで、被り物を含めた衣服の制度的側面を明らかにした。

(2) 文献史料に見える髪型と被り物

① 国外の文献史料

奈良時代以前の日本列島における人々の髪型や被り物に関する記録は、中国正史などにわずかに確認でき、それらにはいくつかの共通する内容が見える。そのひとつは、『後漢書』『三国志』

において、倭人の女性は被髪屈紒、男性は露紒であるという点である。被髪屈紒とは、髪をばらして曲げて束ねる様子であり、露紒とは、頭部に何も被らず、鉢巻を巻く様子を表すとされる⁸⁾。両史料の成立年代を考慮すれば、これまでに先学も指摘する通り、3世紀から4世紀初頭の日本列島の人々には被り物を装着する習慣はなかったと考えられる。次に『隋書』は、6世紀から7世紀の倭国の様子を伝える。ここで注意されるのは、「それまでは冠無く、但だ髪を両耳の上に垂るのみ」から、「隋に至り、王始めて冠を制し」という被り物に関する記事である。その後、五代後晋に成立した『旧唐書』倭国には、男性は身分が高い人々が錦の帽を被り、一般の人々は被り物を装着せず鬢を結っていたこと、女性は髪を後ろで束ねていたと記している。また同じ『旧唐書』日本の記事から、粟田朝臣真人が長安3年(803年)に唐へ来朝した際進徳冠を被り、その形と服装が唐の服制に沿ったものであったことが窺える。中国正史の記載がその当時の日本列島の様子をどの程度正確に記しているかという課題はあるが、それらの内容からは、人々の服装と頭部の装いの変化を見ることが出来る。頭部に何らかの被り物を装着する習慣は、『隋書』に記すように6世紀から7世紀に始まった可能性があることを確認した。

②国内の文献史料

国内の文献史料において、日本列島の人々の服装および被り物に関する内容で最も遡るのは『日本書紀』推古11年(603年)の冠位十二階の施行に関する記述である(ア)。その内容から、大徳から小智まで十二階の冠位それぞれに相当する色の被り物であったこと、素材は繩を用い、頂をつまんで囊状にして縁を付けた形状を呈していたことが分かる。本記述は、前述の『隋書』倭国における「至隋、其王始制冠、以錦綵為之、以金銀縷花為飾」に相当すると考えられており、この後冠位十三階(イ)、冠位十九階(エ)、冠位二十六階(オ)と改められる⁹⁾。

(ア)『日本書紀』推古11年(603年)

(イ)『日本書紀』大化3年(647年)

(ウ)『日本書紀』大化4年4月(648年)

(エ)『日本書紀』大化5年2月(649年)

(オ)『日本書紀』天智天皇3年2月(664年)

(カ)『日本書紀』天武天皇11年3月(682年)

(キ)『日本書紀』天武天皇11年4月23日(682年)

(ク)『日本書紀』天武天皇11年6月6日(682年)

(ケ)『日本書紀』朱鳥元年7月2日(686年)

(ア)(イ)(エ)(オ)は服制に関する記述である。また(ウ)は、古い冠を廃止したにもかかわらず、左右大臣は古い冠を装着したという内容が記される。この記事により、すでに冠が装着されていたとする指摘もある¹⁰⁾。(カ)は服装の禁令に関する記述で、冠位二十六階で定めた冠の装着等を禁じている。その翌月(キ)では、今後男女ともに髪を結うことを定め、十二月三十日までに結い終われとする。(ク)には男子が初めて髪を結い漆紗冠を着けたとある。この記述は、冠を着ける際の髪型について初めて言及されたものであり、男女ともに髪を結うことが定められている点も注目される。なお、(キ)(ク)で定められた結髪については、その後(ケ)の記事で、女性はその禁令を解かれ、再度髪を背に垂らすことが許される。『日本書紀』の記事を見ると、冠位十二階の制定以降たびたび服制の改訂が行われ、髪型に関しても禁令とその解除が行われるなど、試行錯誤の過程を見ることが出来る。大宝律令は現存しないものの、その内容は概ね養老律令に反映されたと考えられている。

奈良時代における被り物に関する記録は、正倉院文書にも見ることが出来る。正倉院文書は、正倉院宝庫に保管され現在まで伝わる古代の文書群である。その内容は、写経事業や造寺活動に関わる帳簿類のほか、戸籍や徴税、宝物等8世紀の記録を主体とする。この中にも被り物の名称が含まれており、「冠」あるいは「巾子」の記載は93件の文書に確認されるこれらのうち、写経事業に関連する記述には写経所の装束や経師に対して浄衣一式として支給された品目の中に、被り物である冠が含まれている。また、膳部や膳仕丁など調理関係者の衣服として記載される傾向がある¹¹⁾。冠は、写経生に限らず調理関係の役人や工人などが広く装着していたことが分かる。正倉院文書に見える冠について、具体的な形状は不明だが、その素材と用尺については布あるいは細布三尺と記されることが多く、これが冠1点に用いられる布の大きさだったと言える。また布のほか絹冠、綾冠の表記が見られることから素材の異なる冠の存在も知られる。

(3) 出土資料に基づく被り物の検証

①国内の出土資料

漆紗冠という名称は『日本書紀』天武天皇11年(682年)に、男子が初めて髪を結い漆紗冠を着けたという記述が初出である。これに先立つ『日本書紀』推古11年(603年)の記述では、被り物は冠と称され、素材は繩で、その形状は頂をつまんで囊状にして縁を付けたものであったと推定される。その後、『続日本紀』霊龜2年(716年)では羅の幘頭について言及されているほか、養老律令衣服令(養老2年(718年)制定)には皂羅冠および皂羅頭巾、皂纒頭巾が挙げられ、羅を素材とする冠あるいは頭巾の存在が想定される。文献史料には被り物の名称とその素材や形状についての記述があるものの、これまでに出土した漆紗冠と呼ばれる資料がこれらのいずれに相当するのか、この点については検討の余地がある。本研究では、以下の事例について調査を行った。

- ・奈良市史跡大安寺旧境内出土漆紗冠
- ・長岡京左京六条一坊十三町出土漆紗冠4点

- ・平城京左京二条二坊・三条二坊（長屋王邸跡）
- ・平城宮官衙域出土漆紗冠断片
- ・平城京左京八条三坊出土冠帽断片

②中国の出土資料

中国大陸では、結髪および被り物の装着はすでに新石器時代に行われていたことが、出土した図像資料によって確認できる。特に男性の結髪は新石器時代以降連綿と行われており、被り物も時代や地域によって多様であった。こうした頭部の装いについて、服飾制度の一環として体系的に整備されていくのは秦漢時代であると考えられている¹²⁾。漢代以降、各時代において冠の制度は変化を遂げていくこととなるが、被り物を装着する習慣が長く続いたにもかかわらず、中国における実物の出土資料は少ない。そうした限られた出土事例のうち、日本の出土漆紗冠を理解するうえで重要な資料と位置づけられる巾子 2 例がある。これらはいずれも新疆ウイグル自治区のトルファンアスターナ古墓から出土しており、2 点に共通する特徴は、中央付近に縦に窪みを作り出す形状と、黒色の漆を塗布して仕上げている点である。織布を立体的に成形することで、織りが弧状となっているように見える部分がある。巾子とは、結い上げた髪を覆い笄などで固定したもので、冠を装着する際に用いられたと考えられる。長岡京左京六条一坊十三町と平城京左京二条二坊・三条二坊の出土漆紗冠もまた、類似の特徴を有し、それらの大きさからも成人の頭部を覆うためには小さく、むしろ巾子としての用途に適した特徴を示している。

(4) 図像資料に基づく被り物の検証

①日本における被り物の図像資料

日本列島において、被り物を表現した可能性がある図像資料は縄文時代の土偶まで遡ることができる。その後、弥生時代の人々の服装を表した図像はこれまで確認されておらず、中国正史等の記述が知られているのみである。図像資料を多く見られるようになるのは古墳時代以降であり、人物埴輪からは、古墳時代の人々が多様な被り物を装着していたことが分かるが、これらの表現について、当時の日本列島全域に共通した特徴か、あるいは特定の地域で用いられたものかの判断は困難である。

②中国における被り物の図像資料

新石器時代以降、結髪と被り物の装着が行われてきた中国では、秦漢時代には服飾制度の一環として冠や幘の装着が定着した。幘は頭部を包む布を指し、これが後の幘頭の原形になると考えられている¹³⁾。『隋書』倭国伝「至隋、其王始制冠」の通り、隋代には日本列島に冠位制が伝えられ、被り物が制度化される。隋代の被り物（幘頭）を表現した俑を見ると、頭部全体を布で覆い、紐をめぐらして前後それぞれで結んで固定している。こうした形状はこれまでに日本の図像資料中には確認できていない。続く唐代には、頭頂部に膨らみを有する形状へと変化する。黄能馥、陳娟娟両氏によれば、このような形状は唐代に流行した高冠峨髻によるものと考えられる¹⁴⁾。膨らみ部分を作り出すために、結った頭髪を巾子に収め、その上から布で頭部を覆う。初期の巾子は上部が平坦な形状であったと考えられており、次第に巾子の高さが増すに従い、幘頭を装着した際の頭頂部の膨らみが大きくなる。このような特徴は法隆寺金堂天井画落書や正倉院文書（写経受紙注文人物戯画）¹⁵⁾に見られる被り物に類似していることから、下に巾子を装着していた可能性が高い。なお、幘頭という用語は『日本書紀』のなかには見えず、『続日本紀』には記述があるなど、各史料によって用語が異なるため若干の混乱がある。唐代の幘頭が巾子を伴い装着されていたことを念頭に置けば、正倉院文書で巾子と併記された冠は幘頭であったと考える。

(5) 総括

古墳時代から奈良時代における被り物の実態と、東アジア地域からの影響を明らかにするため、文献史料、図像資料および出土資料の調査を行った。その結果、当該期における被り物の変化とその背景、また奈良時代の出土資料に関する従来の認識を確認するとともに、新たな知見を得た。最初に、奈良時代の被り物について、前代（古墳時代）との系譜的な繋がりが見られないことを確認した。古墳時代は中国正史など文献史料による情報が不足するため、日本列島の人々の服装を知る手掛かりとしては人物埴輪の表現に頼らざるを得ない。6 世紀末葉から 7 世紀初頭の関東地方を中心に、鏝付きの帽子など多様な形状の被り物を装着した埴輪が製作されていることから、この地域の人々が装着していた様子を知ることができる。

一方、これと近い時期の『日本書紀』推古 11 年（603 年）の記述には、冠位十二階とその後の冠位に関連する内容がある。被り物の種類の制定および男女の結髪の義務づけなど、冠装着にともなう頭髪処理を含めて冠位制の導入が行われたと言えよう。またこのことは、7 世紀後半以降の都城跡における横櫛の出土事例数増加とも合致しており、結髪のための用具として横櫛が必要とされた結果と推測する¹⁶⁾。被り物と髪型による頭部の表象は、官人を中心に広く導入することで、より自然に人々を制度の枠組みに収める機能を果たしたと考える。

次に、これまで漆紗冠と称されてきた出土資料について、巾子である可能性を指摘したい。奈良時代の遺跡から出土した被り物を漆紗冠と称する由来は、天武天皇 11 年（682 年）「男夫始之結髪。仍著漆紗冠。」の記述であると考えられる。資料調査の結果、出土資料の大きさは頭部全体を覆うには小さく、むしろ中国で確認されている巾子に近い特徴を有することが分かった。巾子は、結い上げた頭髪を収めて固定することで、その上に装着する冠の形状を整え安定させる機能を有した。正倉院文書には冠と巾子が併記されており、冠に伴うものと認識されていた可能性がある。同じく正倉院文書には、「細布三端三丈冠五十二條料（條別三尺）」「冠布三條」などの記述

がある。巾子の実用性を確認するために、出土資料の大きさを参考に布幅約 70cm、長さ約 90cm (3 尺) と仮定した麻布と絹布を用いて冠 (頭巾、幘頭) を試作した結果、図像資料に近い形状の被り物となった。正倉院文書の「冠二枚 巾子一口」という記述からも、冠は何らかの形作られた被り物ではなく、織布の状態で写経生や工人など労働に従事する人々に支給されたと考える。

(6) 今後の課題

本研究を通して、古墳時代から奈良時代への移行期、すなわち律令制度の導入と確立にともなう政治や社会構造の変換期において、服装の一要素である被り物がどのように変化したかという点を中心に調査を行った。本研究の調査は当初、中国の宋および明、朝鮮半島の高麗時代までを視野に入れて検討する計画であった。しかし研究期間中に現地調査の実施が困難な状況も生じたことから、今回は 6 世紀末葉から 9 世紀頃の中国および日本の資料との比較検証が中心となった。一連の調査により、古墳時代の人物埴輪における服装の表現について、これまでの成果の多くは衣服に焦点を当てた内容であり、衣服とともに服装を構成する被り物について、検討の余地が残されていることをあらためて認識した。特に、古墳時代後期の人物埴輪が装着する鍔付き帽子のように、中国正史や梁職貢図など、これまでに周知されている日本列島の服装関連記事の中に記述がなく、系譜が明らかになっていない被り物がある。こうした帽子の形状は、東アジアを越えて、より西方からの影響を受けた可能性を示しており、ユーラシア的視点による考察が必要である。また、『日本書紀』大化 3 年の記述に見える、冠位に相当する様々な冠についても、それらの形状など詳細については不明な点が多い。さらに本研究では、従来漆紗冠と呼称されてきた出土資料について、巾子である可能性とその根拠を示した。その結果『日本書紀』天武天皇 11 年 (682 年) に見える漆紗冠が、実際にはどのような被り物であったのかという新たな課題も生じた。今後は、朝鮮半島と中国大陸を含むユーラシア地域を視野に入れ、身体の表象としての衣服と頭部の表象としての被り物について形状、素材、構造など多角的な分析を行うとともに、古墳時代の人々の服装の特徴と、そこに現れる外来要素の伝来経路、伝来時期の解明を課題としたい。

謝辞

本調査をおこなうにあたり、以下の機関にご協力を賜りました。ここに記してこころより感謝いたします。

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

奈良市教育委員会文化財課埋蔵文化財調査センター

(順不同)

主要参考文献

東京大学史料編纂所『大日本古文書』正倉院編年文書 編年文書之一～二十五、東京大学出版会

東京大学史料編纂所『正倉院文書目録』一～八、東京大学出版会

宮内庁正倉院事務所『正倉院古文書影印集成』一～十七、八木書店

関根真隆 2001 『正倉院文書事項索引』吉川弘文館

原田淑人 1967 『漢六朝の服飾』東洋文庫

原田淑人 1970 『唐代の服飾』東洋文庫

注

1) 岩崎雅美・舘野和己編 2009 『古代服飾の諸相』東方出版

2) 前掲 1) 岩崎「古代女性の袴と裳」 pp. 67-81

3) 前掲 1) 黄貞允「統一新羅時代の女性服からみる韓服の特徴について—裳(裙)と袴を中心に—」

4) 後藤守一 1940 「上古時代の帽について」人類学雑誌 55 卷 5 号、pp. 230-251

5) 関根真隆 1974 「冠帽類及び頭部装飾」『奈良朝服飾の研究』吉川弘文館

6) 杉本正年 1984 『東洋服装史論攷』中世編、文化出版局

7) 武田佐知子 1984 「古代国家の形成と衣服制」—袴と貫頭衣—、吉川弘文館

8) 藤堂明保・竹田晃・影山輝國全訳注 2010 『倭国伝』講談社

9) 小島憲之・直木孝次郎 1998 『日本書紀』③新編日本古典文学全集 3、小学館

10) 前掲 9) p. 166

11) 原田文枝 1938 「禪一考」史淵 19 号、pp. 288-310

12) 黄能馥・陳娟娟 2014 『中国服飾史』「四章秦漢時代の服飾文化」 pp. 132-195、上海人民出版社

13) 前掲 12) pp. 232-250

14) 前掲 12) p. 233

15) 宮内庁正倉院事務所編 2000 『正倉院古文書影印集成』13 続修別集第四十八巻、P. 265

16) 木沢直子 2011 『木製横櫛の用材選択と製作技術に関する基礎調査』平成 20 年度-平成 22 年度科学研究費補助金 基盤研究 (C) JSPS 科研費 JP20520674

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 木沢直子	4. 巻 2
2. 論文標題 日本列島における横櫛の出現と系譜 - 韓半島の櫛との比較を通して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 星空の考古学	6. 最初と最後の頁 65-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 木沢直子
2. 発表標題 南原清溪里清溪古墳群出土竖櫛の特徴と意味
3. 学会等名 国際学術シンポジウム『南原清溪里清溪古墳群と月山里古墳群の調査成果と意義』（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 木沢直子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 共同精版印刷株式会社	5. 総ページ数 24
3. 書名 古代中世東アジアにおける服装の伝播と地域性に関する研究 髪型と装身具を中心に	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小村 眞理 (Omura Mari) (10261215)	公益財団法人元興寺文化財研究所・研究部・研究員 (84601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------